

東っ子通信

8・9月号



令和6年8月30日(金)
CS新宮町立新宮東小学校
児童数 756名
TEL: 963-1777

つながるあいさつができるすてきな子どもたち

台風の影響等は大丈夫だったでしょうか?休校に伴う対応へのご協力ありがとうございました。

さて、長かった夏休みが終わり、一昨日始業式を実施することができました。夏休み中、大きな事故もなく、始業式から子どもたちが元気に登校してくれていることに、まずは安心してるところです。

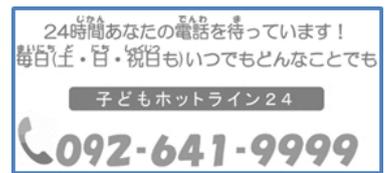
さて、夏休み中のことですが、校区で子ども達と会うと笑顔で頭を下げて会釈をしてくれる子が多くいました。たいへんうれしく思うと同時に、本校がめざす「つながるあいさつ」をする子どもたちを誇らしく思いました。2学期も保護者・地域の皆様と一緒に取り組みながら、「ぐんぐん」「にこにこ」「わくわく」「きらきら」伸びる子どもたちを育てていきたいと思えます。



2学期も引き続き子どもたちに頑張ってもらいたい4つのこと

ご家庭におけるお子さんの見守りを引き続きお願いします!

福岡県が作成したリーフレット「保護者のアクション3」と「児童虐待リーフレット(保護者・大人)」を添付しております。「保護者のアクション3」では、家庭で気を付ける未然防止のアクションや早期発見・早期対応のアクションなど、家庭や学校が取り組むことについて書いてあります。また、「児童虐待リーフレット(保護者・大人)」では、しつけや子育てについてのポイント等が示されていますので、参考にさせていただきます。(子どものホットライン24もご活用ください)



8・9月の行事予定

(現時点での予定ですので、変更の可能性があります)

※SC: スクールカウンセラー

28	水	始業式 町内一斉あいさつ運動	14	土	
29	木		15	日	
30	金	給食開始 委員会活動	16	月	敬老の日
31	土		17	火	水谷 SC 面談日
1	日		18	水	避難訓練(火災)代表委員会
2	月	水谷 SC 面談日	19	木	
3	火	水谷 SC 面談日 教育大体験実習(~5日)	20	金	
4	水	水谷 SC 面談日	21	土	
5	木	校納金引落日	22	日	秋分の日
6	金	クラブ活動	23	月	振替休日
7	土		24	火	教育実習(~10月18日)
8	日		25	水	
9	月		26	木	
10	火		27	金	委員会活動 本のとびら読み聞かせ3学年
11	水	特別時制 13:15 全学年完全下校	28	土	
12	木		29	日	
13	金	本のとびら読み聞かせ4学年	30	月	

*本校ホームページで、日々の給食、子どもたちや学校の様子を随時配信しております。お時間のあるときにご覧ください。

令和6年度 8・9月 新宮東小学校 下校時刻

日	曜	学校行事	1年	2年	3年	4年	5年	6年
2	月		14:45					
3	火		15:05			15:55		
4	水		14:25	15:05	15:55			
5	木		15:05			15:55		
6	金	クラブ活動	15:05			15:55		
7	土							
8	日							
9	月		14:45					
10	火		15:05			15:55		
11	水	糟屋区一斉授業研特別時制	13:15					
12	木		15:05			15:55		
13	金		15:05			15:55		
14	土							
15	日							
16	月	敬老の日						
17	火		15:05			15:55		
18	水	代表委員会	14:25	15:05	15:55			
19	木		15:05			15:55		
20	金		15:05			15:55		
21	土							
22	日	秋分の日						
23	月	振替休日						
24	火		15:05			15:55		
25	水		14:25	15:05	15:55			
26	木		15:05			15:55		
27	金	委員会活動	15:05			15:55		
28	土							
29	日							
30	月		14:45					

♪ 待てっ隊の皆様 ♪

1学期、東っ子の安全・安心を見守っていただき、ありがとうございました。
 この夏もさらに暑い日々が続くことが予想されます。どうかご自愛ください。
 今後とも、東小の子どもたちをどうぞよろしく願いいたします。
 何かお気づきのことがございましたら、気軽に声をおかけください。

主幹教諭 鷺田 育美

一人一人の社会的自立に向けた 支援のための家庭の取組

保護者の

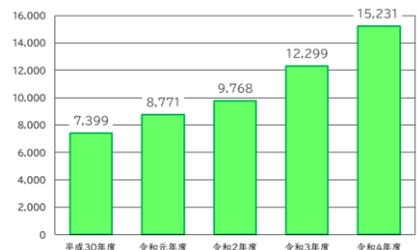
ACTION3!! アクション3



福岡県の不登校は増加しています

本県では、不登校児童生徒数は年々増加しており、令和4年度は、15,000人を超え過去最多となりました。

本県の不登校児童生徒数の推移(国公立小中学校)



不登校はどの子供にも起こる可能性があります

不登校は、その要因・背景に、学校、家庭、そして社会の様々な問題が複雑に絡み合っており、**特定の子供に特有の問題があること**によって起こるのではなく、**どの子供にも起こる可能性があります**。

家庭と学校等の協力は大切です

子供のために家庭と学校等が協力し合うことが大切です。登校しぶりがある等、兆候に気づいた段階で学校へ相談しましょう。

また、**学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー**といった専門的な知識を有するスタッフと相談することができます。担任や教育相談担当者等を通じて相談を申し込むことができます。

◆さらに、欠席が続くようであれば、学校に加えて、お住まいの市町村の教育支援センターや、市町村や県が設置している相談窓口等に相談することもできます。

不登校の定義

不登校とは、年間30日以上欠席の児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいいます

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

スクールカウンセラーとは・・・

臨床心理の高度な専門性を有する「心の専門家」です。子供や保護者との相談活動を行います。

スクールソーシャルワーカーとは・・・

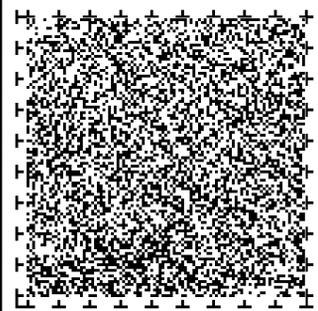
社会福祉士等の「福祉の専門家」です。福祉機関等と協力して子供たちを支援します。

教育支援センターとは・・・

不登校児童生徒が社会的に自立できるように学習や集団への適応等の相談・指導等を行う教育委員会が設置している施設です。

不登校への取組は、**新たな不登校を生まないための取組と不登校になった児童生徒への支援の両方**が大切です。

生活や学びの場である家庭・学校が安全安心な居場所となり、新たな不登校を生まない努力を徹底しながら、不登校の前兆を示すなど初期の段階にある子供の変化に気づき、早期の対応を迅速かつ確に行うことが重要で、これには**家庭・学校の連携が必要**です。そこで、家庭に具体的にどのように取り組んでいけばよいかをまとめたものが、「**保護者のアクション3**」です。ぜひ、家庭と学校の連携を深め、一緒に取り組みましょう。



一人一人の社会的自立に向けた 支援のための家庭の取組

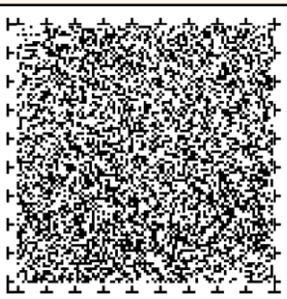
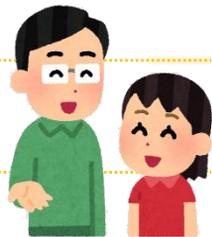
保護者の

ACTION3!!

アクション3

家族で、取り組みましょう！

ステージ1	日常の支援のアクション
アクション1 習慣	<ul style="list-style-type: none"> □ 早寝・早起きを励行し、顔を見ながら挨拶や声かけをしましょう。 □ しっかり食事を取らせましょう。
アクション2 人間関係	<ul style="list-style-type: none"> □ 毎日、少しの時間でも、子供と会話をしましょう。 □ 子供に、人間関係をつくる経験を積みませましょう。
アクション3 自尊感情	<ul style="list-style-type: none"> □ 機会あるごとに「あなたは大切な存在である」ことを伝えましょう。 □ 目標に向けて努力する姿勢や過程を認め、ほめましょう。
ステージ2	早期発見・早期対応のアクション
アクション1 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> □ 遅刻や欠席日数（月に3日の欠席）に敏感になりましょう。 □ 子供の友達関係、遊び、持ち物、服装などに気を配り、ゲーム・携帯電話・スマートフォンなどの利用状況を把握しましょう。
アクション2 早期対応	<ul style="list-style-type: none"> □ 子供が不調を訴えたら「心配している気持ち」を伝えましょう。 □ 子供の生活リズムに気を配り、規則正しい生活を心がけましょう。
アクション3 学校	<ul style="list-style-type: none"> □ 日頃から担任等と連絡を取り合い、子供の様子を共有しましょう。 □ 学校生活で不安なことや悩みがないか、さりげなく話をしましょう。
ステージ3	不登校になった場合のアクション
アクション1 受容	<ul style="list-style-type: none"> □ 子供からの話は気持ちを受け入れ、最後まで聞きましょう。 □ 大きな変化を期待しすぎず、子供の小さな変化を探し、褒めましょう。
アクション2 支援	<ul style="list-style-type: none"> □ 本人の好きなこと、得意なことから少しずつ関わりましょう。 □ 欠席した日でも規則正しい生活を送るよう心がけましょう。
アクション3 連携	<ul style="list-style-type: none"> □ 継続的に学校と連絡を取り合い、必要な情報を学校と共有しましょう。 □ スクールカウンセラーなどの専門家や教育支援センター等の関係機関に積極的に相談しましょう。



相談窓口紹介

匿名でも相談できます。
秘密は守られます。

家庭で取り組んでいて、
迷ったとき、困ったときには
相談しましょう！

子どもホットライン24
(24時間対応)

0948-25-3434

メールでの相談の場合
hotline24@pref.fukuoka.lg.jp

福岡市こども総合相談センター
(年末年始を除く24時間対応)

092-833-3000

北九州市子ども相談ホットライン
(24時間対応)

093-881-4152

少年サポートセンター
(祝日・年末年始を除く
月～金曜日 9:00～17:45対応)

ハートケア中央 092-833-3000

ハートケア北九州 093-881-7830

ハートケアくろめ 0942-30-7867

ハートケアふくおか 092-841-7830

ハートケアいづか 0948-21-3751

子どもの権利

子どもは『一個の独立した人格を持った存在』として尊重される存在です。
たとえ親であっても、これらの『子どもの権利』を侵害する行為は許されません。

生きる権利



衣食住が保障され、病気
などから命が守られる権利

育つ権利



勉強や遊びを通し、それぞれ
能力を伸ばして成長する権利

守られる権利



心や身体を傷つける
暴力から守られる権利

参加する権利



自分の意見を自由に言う、
話を聞いてもらえる権利

■福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例

県では虐待から子どもの生命と権利を守り、子どもが心身共に健やかに成長することができる社会を実現するため、令和4年度に「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」を制定しました。

- 虐待が子どもの権利を侵害していること、成長・発達に影響を与えることを理解する
- 子どもを虐待から守るときは、子どもの生命を守ることを最優先に、権利を尊重し、子どもの最善の利益を考える
- 虐待は社会的、経済的なことをはじめとする様々な要因で、どの家庭でも起こり得ることだと認識し、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組む

■子育てはいろいろな人の力と共に

子育てを頑張るのは、とても大変なことです。つらさを感じたときや負の感情を抱えてしまったときは、保護者だけでなく、周りに相談して、行政など周囲の力を借りることも検討してみてください。

たとえば

- ・親族や地域住民 ・保育所や幼稚園、学校
- ・市町村の子育て相談窓口や保健センター
- ・子育て支援を行っているNPO など



子育ての悩みを、
もっと相談しやすく /

LINEからも
子育ての相談を
受け付けています!!



児童相談所 相談専用ダイヤル

児童相談所は子どもの健やかな成長を願って、共に考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

いちはやく おなやみを

☎0120-189-783

通話料無料

※一部のIP電話からはつながりません



福岡県の特設ホームページでも詳しい情報を紹介しています。
<https://kodomonofukushi.pref.fukuoka.jp/>

大人・保護者の方へ

子どもの顔
見えていますか？



体罰は法律で禁止されています

児童福祉法と児童虐待の防止等に関する法律の改正法が令和元年6月に成立、令和2年4月1日から施行され、法に「児童のしつけに際して、体罰を加えてはいけぬ」と明記されました。

子どもと向き合う子育てを

言うことを聞かなくて手が出そうになった。大きな声で怒鳴ってしまった。子育ての中でそのような経験をした方も少なくないと思います。「しつけのため」「子どものため」と思っている、体罰や虐待となる場合があります。子どものためと厳しく接している方は、一度子どもと向き合ってあげてください。何を必要としているかは、その子が教えてくれるはずです。

しつけ

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、**子どもをサポートして社会性を育む行為**



体罰を含む虐待

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)



虐待と認められるものには、以下の4種類が挙げられます

身体的虐待



性的虐待

これらは全て虐待行為です

- ・殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる
- ・子どもの目の前で配偶者に暴力をふるう、暴言を吐く
- ・子どもの意思に反して学校などに登校させない
- ・子どもを無視する、心を傷つける言動をする
- ・反省のために長時間正座させる
- ・罰として食事を与えない
- ・どこかに閉じ込める、外に閉め出す
- ・置き去りにする、夜間子どもだけで家に放置する
- ・子どもへ性的ないたづらをする

心理的虐待



「虐待」は子どもの成長・発達に悪影響を与える可能性があります

精神的な問題の発生



攻撃性の増加



親子関係の悪化



反社会的な行動の増加



叩かれたり怒鳴られたりすると、恐怖心から一時的に言うことを聞かなくてもいいかもしれません。しかし子どもは何が悪いかを理解できず、根本的な解決がなされないまま、問題が悪化していくことになります。



体罰によらない子育てのための

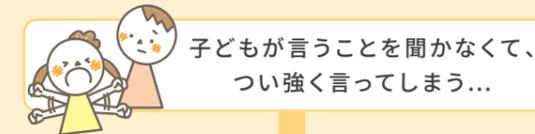
工夫ポイント



体罰等はよくないと頭では分かっている、その時々状況や理由によって、難しく感じることも多くあります。基本は、子どもの目線に合わせて接すること。子どもの話を聞いたり時間をかけて待つことで、お互いに心地よい関係を育むことができます。

POINT 01 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

子どもも子どもなりにいろいろなことを感じ、考えています。誰かにその気持ちや考えを受け止めてもらえることで、大切にされていると感じ、心が大きく成長します。



お互いの気持ちや考えが
すれ違っているのかもしれない。

子どもに考えを聞いてみたり、相談をしながらどうしたら良いかを一緒に考えてみてください。

POINT 02 子どもの成長・発達に合わせた工夫を

大人と同じように、子どもも一人ひとり、できることとできないことがあります。どんなに頑張ってもできないとき、子どもは「自分はダメな子だ」と自信をなくし、大人も「させようとする」とストレスにつながります。

「困った」を変えるちょっとした工夫

何度言っても危ないことを繰り返す

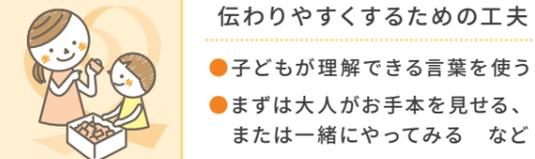
▶ 危ないものはあらかじめ子どもの手の届かないところにしまう

言われたことをすぐにしない、やめない

▶ 散歩に出かけるなど場面を変えたり、子どもの好きなことを話題にしたりして、気持ちを切り替えるきっかけを作る

POINT 03 声かけは肯定的にすると伝わりやすく

子どもには「うるさい!」といった感情的な声かけよりも、「静かにしようね」などと肯定的で具体的に伝えましょう。穏やかに、落ち着いた声で伝えるとより伝わりやすくなります。

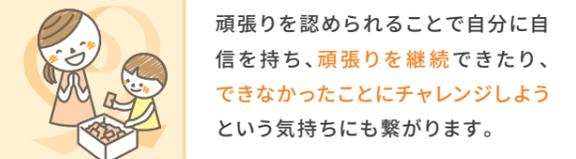


伝わりやすくするための工夫

- 子どもが理解できる言葉を使う
- まずは大人がお手本を見せる、または一緒にやってみる など

POINT 04 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

子どもが何かできたとき、「当たり前」と捉えるのではなく、その頑張りを認め、いっぱい褒めてあげてください。子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにも繋がります。



頑張りを認められることで自分に自信を持ち、頑張りを継続できたり、できなかったことにチャレンジしようという気持ちにも繋がります。

体罰を与えてしまった養育者のうち「しなければよかった...」と後悔した経験のある人は8割を超えます。その中にはしつけや子育てなどのストレス、不安が強く、思わず手が出てしまったという人も少なくありません。親も子どもも、健やかに安心して毎日を暮らすために、**ストレス解消につながる工夫や休息を大切にしましょう。**



一人で悩まず、相談窓口や支援サービスなど周囲の力を借りることも重要です。